|  |  |
| --- | --- |
| 第46回　横浜市福祉のまちづくり推進会議　会議概要 | |
| 日　　時 | 令和２年12月23日（水）　午後2時00分～4時00分 |
| 開催場所 | 横浜市研修センター４階　401・402号室 |
| 出 席 者 | 阿部委員、井汲委員、池田委員、井上委員、大原会長、小堤委員、金子委員、清水委員、下村委員、白石委員、鈴木委員、畑中委員、八木委員、山根委員、和久井委員（15名） |
| 欠 席 者 | 赤羽委員、石川委員、北村委員、小泉委員、中村委員、山中委員、山本委員、渡辺委員（８名） |
| 開催形態 | 公開（傍聴者なし） |
| 議題等 | １．開会  ２．議事  福祉のまちづくり推進指針の原案について  ３．報告  　（１）横浜市福祉のまちづくり条例及び同規則の一部改正について（建築物）  　（２）専門委員会における検討状況について（建築物）  　（３）横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公共交通機関の施設）  　（４）専門委員会における検討状況について（公共交通機関の施設）  ４．その他 |
| 決定事項 | ・ |
| 資 料・  特記事項 | 資料  ・資料１　次期横浜市福祉のまちづくり推進指針の原案について  ・資料１−１　横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和３年度～７年度）（案）  ・資料１−２　次期推進指針の素案に関する市民意見募集の結果について  ・資料２　横浜市福祉のまちづくり条例及び同規則の一部改正について（建築物）  　　参考１　障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（概要）  　　参考２　小規模建築物に対応した建築物バリアフリー基準を整備します  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（国土交通省記者発表資料）  ・資料３　専門委員会における検討状況について（建築物）  ・資料４　横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公共交通機関の施設）  ・資料５　専門委員会における検討状況について（公共交通機関の施設）  ・資料５別紙　施設整備マニュアル［公共交通機関の施設編］改正案  ・参考資料１　横浜市福祉のまちづくり推進会議について  ・参考資料２　横浜市福祉のまちづくり条例  ・参考資料３　横浜市福祉のまちづくり推進会議運営要綱 |

|  |  |
| --- | --- |
| **第46回　横浜市福祉のまちづくり推進会議議事概要** | |
| 大原会長  事務局  大原会長  白石委員  事務局  白石委員  事務局  池田委員  事務局  池田委員  事務局  大原会長  事務局  事務局  畑中委員  白石委員  事務局  白石委員  事務局  山根委員  事務局  清水委員  事務局  井汲委員  事務局  井上委員  事務局  白石委員  事務局  白石委員  事務局  清水委員  事務局  池田委員  事務局  大原会長  下村委員  大原会長  大原会長  和久井委員  白石委員  事務局  白石委員  事務局  畑中委員  白石委員  大原会長  山根委員  大原会長  大原会長  事務局  事務局  白石委員  事務局  白石委員  大原会長  事務局  事務局  事務局  白石委員  事務局  白石委員  事務局  大原会長  事務局  大原会長  事務局  大原会長 | **１　開会**  **２　議事**  **福祉のまちづくり推進指針の原案について**  　前回の推進会議では、指針の策定過程と素案を提示して議論いただいた。その後、市民意見募集と小委員会での検討を行い、原案にまとまった。事務局からの説明の後、ご意見やご質問をいただく。  （資料１説明）  　今回、重点的に付け加えた部分と考え方に関して、30分程度、自由にご意見をいただく時間にする。  　推進指針とふくまちガイドの違いは何か。  　ふくまちガイドと推進指針は同じものとご理解いただいて構わない。「推進指針」だと少し固いイメージがあると思い、表現を柔らかくして、今回は通称として「ふくまちガイド」と付けた。  　どの場面で使われるのか。  　特に場面の限定はせずに、どの場面でもふくまちガイドを前面に出して、説明をしていく。  　マークや事例があって非常に身近に感じられるつくりになってきた。  　ただ、今質問があったように、使い方の部分がとても大切だ。前回はどんな場面で使ったのか。  　具体的な場面としては、策定したときに市内の中学校に配布したほか、区役所や地域ケアプラザ等に配架のお願いをした。  　例えば、配布した場所で開催される講座で紹介するとか、ワークショップの材料にするなどの活用があると、より身近なものになってくる。そのように活用された事例はあるか。  　配布したあと、具体的にどう活用されたか把握できていないが、配布した中学校から「福祉に関する教育の中で使いたいので追加でほしい」と依頼されたことがある。  　活用の仕方を皆さんからもご提案いただいくといい。作りましたと報告するような場は、どこかで今までなかったのか。  　記録がないので、していないと思われる。  　推進指針の広報については、例えば講演会をするなど何かしら考えたい。皆様からご意見いただければ参考になる。  　学校で福祉教育の場面は必ずあるはずだ。今年はコロナでできなかったことも多く、来年も難しいことはたくさんあると思うが、学校に一定数配布されるのであれば、先生方が、学校便りを毎月出す中のどこか１か月でもいいので、このようなものができましたよと載せるのはどうか。各学校で１年に１回だけでも、１時間だけでも、15分だけでも触れる。小中学校の学校便りは回覧板にも入るし、保護者の方も見られる。子どもたちも例えば朝会で話すこともできる。そんなに難しいことでもないし、予算が必要なことでもない。回数が多ければよりよいが、なくても１年に15分でも触れていただけたらいい。そのために、どうすれば小さい子や中学生にも分かる文体になるか、ビジネスマンに分かる文体になるか、というところを議論した。人権教育の場面でも触れていただけるといい。  　ふくまちガイドの中で気になったのは、内部障害の箇所に書かれている「見守り」という言葉だ。「見守り」という言葉は、消極的な言葉なので、あまり使わないほうがいい。  　「見守り」という言葉を使うと何もしないと捉えられてしまうので、使わないほうがいい、ということか。  　そうだ。    貴重なご意見をありがとうございます。温かく見守るとは、何もしないということではなく、ただ関心を持たずに見るよりも、いろいろな方がいることを理解した上で見る、ということを意図している。15ページでいろいろなアクションの具体例として紹介しており、見守るだけでいいということではない。例えば一つ上の項目では、声を掛けてみることも紹介している。いま目の前の人はどうなのかということに思いを馳せてほしいという意図がある。    良いご意見をありがとうございます。「見守る」ではなくて、「温かな眼差しと配慮」のような表現になるといい。  　20ページのオストメイトマークについて、今までは設備に対してのマークだったが、２年ぐらい前からオストメイトが利用できる設備とオストメイトそのものも表すように変わった。設備とオストメイトを表すマークだと分かる表現にするといい。  　15ページの内部障害の表現については、まなざしだけではなく「配慮する」ことは行動を起こすことにも結び付くため、そのような表現に修正する。20ページについても対応する。    福祉のまちづくりを大勢の方に知ってもらうために、過去には街歩きのワークショップを開催したことがある。ワークショップでなくてもいいが、大勢の人に福祉のまちづくりを知ってもらう工夫が何か必要なのではないか。  　小委員会の皆様に特に時間をかけて議論いただいて、ようやくここまでまとまってきたが、完成した来年度以降も、広めていくための様々なやり方を考えていきたい。    18ページで知的障害、発達障害と精神障害がひとまとめにして書かれているが、アクションの具体例はすごく多方面になる。精神の人たちはどちらかといえば音や光に対して敏感で、特に光に対してものすごく敏感な方が増えてきた。表現を再考してほしい。ゆっくり話すなどということばかり書かれているので、少し違う内容も加えられるとありがたい。  　もう一つ、最初のほうにビジョン、アクション、ポリシーとあり、インクルーシブなまちの説明は脚注にあるが、見てもらう人のことを考えると、片仮名文字が多い。例えば、６ページの「ソフトとハードが一体となった取組をみんなで進め」と「インクルーシブなまち」は、下の説明文にある「自由に生活できる、全ての人が受け入れられ、参加できるまち」としてはどうか。説明があるので分からなくはないが、ゆっくり、はっきり、などと書いてある割には分かりにくく、矛盾している。また、ビジョン、ポリシー、アクションと書かなくてはならない理由がもしあるのなら聞かせていただきたい。反対というわけではないが、あえて未来像、理念、行動ときちんと書いてあるのにもかかわらず片仮名が入っている理由が知りたい。    まず１点目、18ページの部分については、アクションの具体例は、一人ひとりが行動できることをイメージしたので、例えば直接お話するときにはゆっくりした口調でということを、まずはやってもらいたいという意図で紹介した。ただ、確かに光や音が気になるような聴覚過敏という言葉も加えて紹介したい。  　次に２点目、ビジョン、ポリシー、アクションというな単語をあえて使っている理由は、確かにこの件で、いろいろな場面で様々なご意見は頂戴しているが、やはり日本語と漢字だけだと少し固い印象がある。もちろん日本語でそのままでもよいかもしれないが、これまで福祉に関わりがなかった読み手に少しでも引っかかってもらいたいので、なるべくキャッチーで親しみやすい言葉を意識し、ビジョン、ポリシー、アクションという片仮名の言葉を、あえて使っている。    17ページの聴覚障害のところに、筆談が必要ということが書いてある。そこにもう一つ、身振りを加えてほしい。例えばバツは駄目という身振り、マルはＯＫの身振り、食べる身振り、時計を指して時間を表すなど、その程度の身振りを使っていただければ通じる。    貴重なご意見だ。身振りのことについても追記する。    　20ページの車いすマークに関連して、まだまだ私たちには、段差が一段あるだけで使えない建物があり、どうにかしようとしても自分でできないときもある。マンパワーになると思うが、対応を考えていくということを明記してほしい。  　車いすマークが付いている建物でも、階段などがまだあって使いにくいという趣旨でよいか。  　車いすマークが付いている建物でも問題があるものもあるが、その対応はどうするのか。おそらくマンパワーが必要だと思う。    全部を車いす対応にするのはなかなか厳しいので、人的対応も考えてほしいというお話だ。その点も意識しており、９ページのポリシー４で「もっともっとバリアフリー」として紹介している。  着実に推進しましょうということも書いている。例えば３つ目には、様々な利用者の声を聞くことで誰にとっても使いやすく便利な施設、サービス等につながるということを書いている。段があるからそのままというわけではなく、人のサポートもあるといい、ということを意識している。    多目的トイレの機能分散について、機能分散をすることはいいが、表示もあわせて対応しないと、どのトイレにどの機能がついているのかが分からない。表示と機能分散を一緒にした推進をしないと、ただ機能を持ってきたというだけでは使う人からは分からないので、そこを細かく解説してほしい。  　機能分散については16ページのコラムで紹介をしている。ここでは、機能分散がなぜ求められているのかという背景を中心に紹介しているが、情報提供も含めて必要であることを追記する。    今回ユニバーサルデザインフォントという誰でも読みやすいフォントを使用していただいているが、カラーバリアフリーという取組もあり、コラムでもいいので少し触れてほしい。  感じたことをすぐ行動に移せるというところでは、例えば商店で掲示物を作るときに見やすいカラーを使うなど、そのようなことでも一つの行動になるので、検討していただきたい。    カラーバリアフリーの観点について、我々も「わかりやすい印刷物のつくり方」という冊子を発行しているので、どこかでご紹介できるよう検討したい。    今まで出た意見を簡単にまとめてから、休憩にする。  　忘れているような視点や言葉遣いなど、いくつかご指摘があったので、これはまた文章の上で直すことができると思う。  　全体に関しては、最初からずっと議論していた難しい課題として、片仮名言葉を入れつつも、その説明をし、分かりやすくかつ深く、一方では知識としてきちんと伝えなければならず、そのためには言い換えが難しい片仮名言葉もいくつか出てきてしまうという課題がある。  それについては、できるだけいろいろな言い方を加えることによって、様々なアプローチで知ることができるように編集を進めてきた。全ての人に分かりやすいユニバーサルデザインの考え方は理想的で重要な理念だが、そのためには、人によっていろいろなアプローチや読み方ができる入口が用意されていることが大事だ。  一言で全ての人に分かりやすくするのが難しい言葉はいくつかある。それに対しては、かっこを付けて内容を説明する、あるいは注意書きするなど、できるだけいろいろな登山口を用意する形で苦労して作った。表層的な言葉だけを使うのではなく、基本的な考え方や理念の部分を伝える努力が必要だった。それなりによく作り上げたと思う。その上でもう一度、言葉遣いが一面的に捉われないように、お気づきの点をご指摘いただきたい。  　普及の仕方としては、入門編というような意味合いから学校教育では活用できるだろうというご意見があった。企業の研修や、いわゆる入門編、初級者向けのガイドとして活用できると思う。またイベント的に何らかの報告会みたいなものがあってもいいというご意見も出た。イベントを組み合わせていくことも必要だ。このガイドを渡して「広めてください」ではなくて、むしろ積極的に「こういうものができたのでぜひ知ってもらいたい」とするべきだ。  　提案だが、福祉のまちづくりへの第一歩を、みんながどんな形で実践しているのかという事例を伝えることが必要だ。アクション編を基本に、いろいろな事例を紹介して、こんなことなら自分たちでもできるのではないかという気持ちを持ってもらうことが大事だ。そのような意味では、事例に焦点を当てた報告会のようなイベントも用意されるといい。  　今後、前回と同じようにパンフレットも作っていく。それはまた小委員会でも検討する。次の段階として、どうやって普及させるかという議論がある。最終的に印刷に持って行くまでの時間がある限り、気がついた点は事務局に個別に寄せていただけるとありがたい。    　３ページに社会モデルがあり、その説明で10ページに飛んで、社会モデルの基礎知識が載っており、そのあとにどんな人が社会を構成しているのか、となっている。  　10ページの「基礎知識」で社会モデルの説明をしているが、ここに、11ページの「困った様子の人に気付けるアンテナを身に付けましょう」という社会モデルの考え方に基づく本質的なことが書いてあるべきだ。  そのあと一人ひとりが趣旨を理解するという内容となり、次のページで、どんな人たちが社会を構成しているのか、という流れになるべきだ。    分断した流れでなく、どうして次にこういうことを挙げたかという全体の流れが分かるように、言葉を少し加えるといい。  **（休憩）**  　先ほどの推進指針についてもう少しご意見いただいて、この議題は終わりにしたい。どなたかぜひ市民の声としてご発言いただきたい。    私は小委員会に入っており、ふくまちガイドを検討した。  　私は自分に障害があり、内部障害、足の不自由、視覚などいろいろあるが、障害や福祉に関わる人たちがあれこれ考えたり、仲間同士でふくまちガイドみたいなものを作ったりしていても、結局広がっていかないというのをすごく感じている。福祉に関わらない人をいかに巻き込んでいくか、小委員会でもそのようなことをずっと議論してきた。  　福祉に関係ない人が関わりやすくするように言葉を少し一般向けにしつつも、「インクルーシブ」とか「社会モデル」など難しい言葉も入っている。しかし、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」という言葉が一般的になってきたように、日本はまだまだだが、世界的には「インクルーシブ」や「社会モデル」という言葉も普通に使われており、これはもっと広めていかなければならない単語の一つだ。  　「インクルーシブ教育」も行われているので、子どもは「インクルーシブ」という単語の意味を知っている。子どもの教育にも使われるようにして、福祉に関係ない人もみんなが自分の将来を考えたり、周りや、横浜市、日本のことを考えて、いい街をつくっていかなければいけないということを広めていきたいという思いで、私は積極的に参加し考えてきた。  　皆さんも自分の障害の項目はすごくプロフェッショナルで、こうしたほうがいいとか、こういうことは記述してほしいなど、たくさんあると思う。それはどんどん個別に事務局に言っていただいたらいいが、全てを書き出すことはできないし、例えば同じ車いす使用者であっても、人によって手伝ってほしいこと考えてほしいことは様々で、全てが一つの答えでは書ききれない。それでは冊子がどんどん分厚くなり、分厚くなるほど福祉に関係ない人は読む気もせず、見向きもせず、この冊子を手に取ることすらできなくなり本末転倒だ。導入しやすく誰にでも対応できるベーシックなものを作れたらいい。  　私はせっかく作った冊子を小中学校に渡しても、役所に置いても誰かが持って行ってくれることはあまり期待できない。福祉に関心のある人は、置いてあればふくまちガイドって何だろうと手に取ってくれるかもしれないが。  福祉に関心がない人たちに、どうやって楽しくこのガイドを読んでもらえるか考えていかなければならないと思い、配布先や活用法に関してもっともっと皆さんに知恵を出してほしい。いろいろな分野の方に、こんなところでこんなふうに活用したいなどを発言していただいて、それを基にイベントやワークショップなども考えていく必要がある。  　ふくまちガイドの24ページ。能楽堂の事例について、疑問がある。私たちが一般のチケットを購入して利用することは可能なのか。たった一日だけ特別にバリアフリー公演としてやっていることを事例として掲載することはどうなのか。  　把握できていないので、そのような対応が可能かどうかを確認する。  　普通にチケットを購入して楽しむことができるのか確認してほしい。    確認をしてまたお伝えする。  　今の白石委員のお話に関して、この事例をなぜ掲載したのか、なぜこのような表現にしたのかという議論が小委員会であった。少し私からお伝えしたい。  「ここがポイント」では、この講演は意見交換会の意見を反映させて、このようなやり方で作り上げてきました、という一文にしてもらっている。事例としては、日常的にはやっていないかもしれない。それは実際に聞いてみないと分からないが、このバリアフリー能を開催するために何が必要かを能楽堂は当事者団体にヒアリングして、バリアフリーのために副音声が必要だとか、点字入りチケットが必要だとか、手話通訳が必要だとか、それを用意するプロセスを持ったということに小委員会としては注目した。  当事者の意見を聞くことで、普段できなかったこと、やろうとも思わなかったことを実現させることができた事例を取り上げたいという意図がある。例えばサッカー、野球、演劇など、「私たちはバリアフリーなイベントなんてできない」と思っていたとして、「いやいや、ヒアリングや意見交換会を一度でもやってみましょうよ」と勧めるための事例になるのではないかという思いで掲載している。  この事例集を、様々な企業や事業者の集まりの際に少しでも触れていただけるといい。自分の活動や商売や取組に対して、何をすれば少しでもユニバーサルになるのか、インクルーシブになるのか、バリアフリーになるのかの視点を持っていただきたいという意図で掲載している事例だ。    この事例は社会貢献としてやっている活動なので、こういった事例を取り上げることが適切か疑問だ。    事例は具体的な内容を紹介しているため、年に一回など回数が出ているが、ポイントは結果ではなくプロセスであり、まさにインクルージョンの考え方だ。今まで能を観られなかった人は誰なのか、みんなに能を楽しんでもらうためにはどうすればいいのかをとことん考えた結果こうなった、ということだ。  それはまさにインクルーシブな考え方のプロセスを経て出てきた一つの結果であって、このような取組をしていくこと自体が、今までかなりの人たちが忘れていたこと、していなかったことだったのだろう。それがもっとうまく伝わるように、取り上げることの意味が伝わるように、言葉を工夫するといい。  　他の事例も、実績を自慢する表現でなく、取り組んできた理由やそのポイントを書いているので、それがうまく伝わるようにしたい。  　小委員会では大変熱い議論をして、このふくまちガイドを作成してきた。そのことがうまく伝わるように、さらに推敲していけばいい。  　和久井委員の話にもあったように、今まで関わっていない人にどうしたら届くか。今まで関わっていない人たちは、福祉のまちづくりという世界からむしろ排斥されていたといえる。インクルーシブな考え方、ふくまちづくりは全員で参加して作っていくものだ。今まで関わってこなかった人たちは、どういう人たちなのか。そういう人たちにできるだけ声を掛けて仲間になって参加に導きたいという思いをみんなが持っている。その姿勢で、我々の意図が伝わるようにさらに文章を考えるのと、使い方を皆さんで工夫していただく。指針に関しては議論を終えたい。  　表現などご意見があれば事務局に伝えていただき、締め切りまであがきながら最終稿に作り上げたい。  　私も委員の立場で一点意見する。先ほどから教育の場面での使い方が課題になっているが、今後もっと展開していく大変重要なことだ。この推進会議でも、ここ３年から５年ぐらい随分と議論しているのが教育だ。「教育」という言葉でくくっていいのか分からないが、多くの人に知ってもらい、いろいろな人に対して教育をしていくということ。最近は小学校でもバリアフリーの部分がかなり強化されて、基本的な配慮として導入されてきている。学校が、建築物としてもバリアフリーで重要な対象物になってきているし、バリアフリー基本構想の検討協議会でも、今回のバリアフリー法の改正で基本構想の中に教育啓発特定事業が入るという新しい局面になり、学校や教育がいろいろな形で取り込まれてきていると感じる。最近では障害者の生涯学習の推進プランも、文部科学省がやっとこちらを向いてきたような場面だ。  ぜひ今回、令和３年からの５年間の中では、いろいろな意味での教育や学習など学ぶということ、それはまさに文化に参加することだが、そのようなことを含めた概念がどこかに入っているといい。  　推進指針に関しては、大筋や皆さんの思いや向かっている方向はおそらく違ってはいない。皆さんから同意を得られていると思う。さらに技術的に少し言葉を変えつつ、その意図がきちんと伝わるように最終に向けて作業をしていただきたい。この議題に関してはここで終わりにする。  　教育の場面における事例があるといいと思うので、そのような事例がどこかで拾えたら載せてほしい。  　半ページ空いているページがあるので、ぜひ検討してほしい。  **３　報告**  報告事項が４点あるが、２つずつまとめてやっていく。  まず、報告の１と２。１には先ほど少し触れたが、条例および規則の一部改正のことと、専門委員会で、特に建築物に関しての最近の変化と取り組み方についての報告だ。  **（１）横浜市福祉のまちづくり条例及び同規則の一部改正について**  **（建築物）**  （資料２説明）  **（２）専門委員会における検討状況について（建築物）**  （資料３説明）    　なぜ小学校だけが対象なのか。  　今回小学校等が特別特定建築物になった経緯は、今小学校の特別支援学級が８割の学校に設置されており、在籍する児童生徒が10年間で倍増していて、定常的に障害者の方の使用が想定される状況になっているという点が一つ。また、多くの公立小学校等が避難所に指定されているので、バリアフリー化されることで災害時のときにも高齢者の方や障害者の方に安全安心に使っていただけるという点ががある。  以上の理由で公立小学校等だけが今回、特別特定建築物に追加になったと聞いている。  　なぜ中学校は対象になっていないのか？    まず第一歩が小学校などで、子どもの数が減ってきていて小中学校一貫校になる事例もかなりある。いずれ大学などまでくるかと思う。    　中学校も今回の対象になっている。まとめて公立小学校等という言い方をしている。  **（３）横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について**  **（公共交通機関の施設）**  （資料４説明）  **（４）専門委員会における検討状況について（公共交通機関の施設）**  （資料５説明）  　バス終点の折り返しはバスターミナルにあたるのか。  　バスターミナルの構造によるので、一概には言えない。  　具体的にどのような整備をしていくのか。  　整備を進めることを定めるものではなく、整備する場合に遵守する基準である。道路上に、これから新たに建つバスが停留する施設について、バリアフリーに配慮された設備ができるとお考えいただければいい。    新しい施設ができるわけではなく、道路上のものも対象になったということか。  　そうだ。    今、具体的に該当するものは横浜市にはないのか。    そうだ。    今後可能性はあるが、具体的にはまだないということだ。  では、議事と報告をこれで終わりにする。  【閉会】 |